

経済産業省 同時発表

令和2年3月31日

自動車局環境政策課

## 乗用車の2030年度燃費基準を策定しました！

乗用車の2030年度燃費基準について、昨年6月に「乗用車の新たな燃費基準に関する報告書」が公表されたことを踏まえ、関係省令・告示を改正し、乗用車の2030年度燃費基準を策定しました。

新たな燃費基準は、2016年実績と比較して32.4%の燃費改善となり、新たに電気自動車やプラグインハイブリッド自動車が規制対象となります。

国土交通省及び経済産業省が設置した燃費規制に関する審議会<sup>※1</sup>において、2018年3月より検討してきた乗用車の新たな燃費基準について、昨年6月に報告書がとりまとめられました。

この報告書を踏まえ、今年1月に「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令の一部を改正する政令」が閣議決定され、乗用車燃費基準の対象に電気自動車が追加されたところですが、今般、関係する省令<sup>※2</sup>及び告示<sup>※3</sup>について所要の改正を行い、乗用車の2030年度燃費基準を策定します。

※1 「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会自動車判断基準ワーキンググループ」及び「交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動車燃費小委員会」合同会議

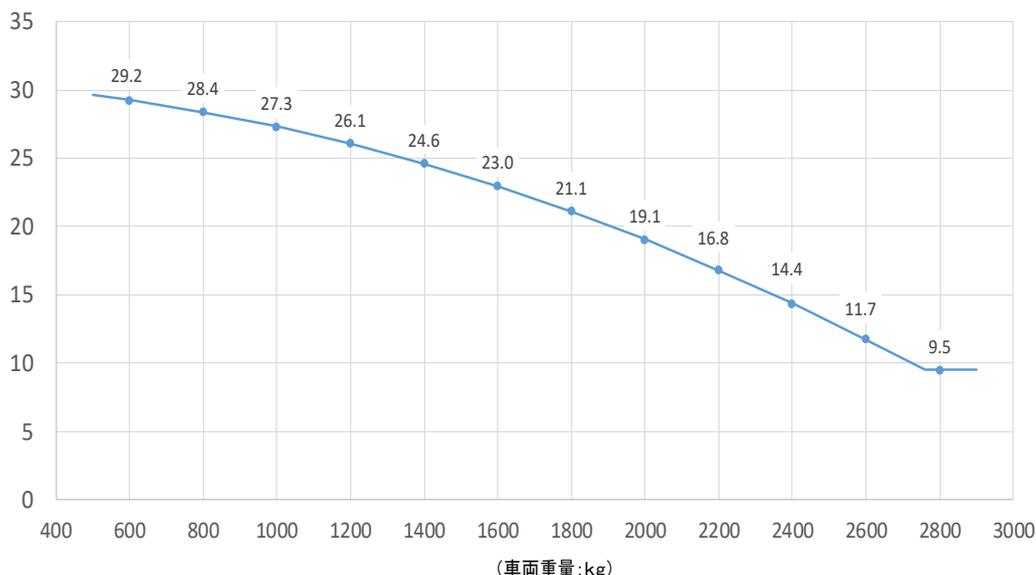
※2 「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令」

※3 「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」及び「自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法」

### 1. 新燃費基準概要

#### ○ 新たな燃費基準値：

(燃費値:km/l)



達成判定は、現行と同様に企業別平均燃費基準方式<sup>※4</sup>（CAFE方式）とする。

・ 2016 年度実績値に対する燃費改善率

2016 年度実績値※5	2030 年度燃費基準推定値※6	燃費改善率
19.2(km/L)	25.4(km/L)	32.4%

- 目標年度：2030 年度
- 対象範囲：ガソリン自動車、ディーゼル自動車、LPG自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車（下線部は新たに対象とする種別）
- エネルギー消費効率（燃費値）の算定方法：

電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車について、ガソリン自動車等と比較可能にするため、ガソリンや電力等が車両に供給されるよりも上流側のエネルギー消費効率を考慮した Well-to-Wheel※7 の考え方をういて評価する。

## 2. 公布・施行

公布：令和 2 年 3 月 31 日（本日）

施行：令和 2 年 4 月 1 日

なお、新たに対象となった電気自動車等の表示事項は 1 年間の経過措置期間を設け、2021 年 4 月 1 日から適用します。

（参考）自動車の燃費基準関係法令等は以下の国土交通省ホームページに掲載しています。

→ [http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr10\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr10_000005.html)

（参考）2019 年 6 月 25 日「『乗用車の新たな燃費基準に関する報告書』の公表」

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10\\_hh\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000217.html)

※4 目標年度において製造事業者等が出荷した燃費基準対象車両の燃費値を出荷台数で加重調和平均した値（CAFE 値）が、燃費基準値を当該製造事業者等の目標年度における出荷台数実績で加重調和平均した値（CAFE 基準値）を下回らない場合に基準を達成したと判定する。

※5 JC08 モードによる燃費値を WLTC モードによる燃費値に換算。

※6 2020 年度及び 2030 年度燃費基準推定値は、2016 年度の乗用車の車両重量別出荷構成を前提に算出。

※7 「井戸から車輪まで」の意味。タンクに入っているガソリン等の消費だけではなくガソリン等が車両に供給される前の製造過程における消費も含めて評価すること

### 【お問い合わせ先】

自動車局環境政策課 河野、宮崎、鍵山

代表 03-5253-8111（内線 42515、42535）

直通 03-5253-8603 FAX 03-5253-1636